第　７　１　９　号
平成26年３月10日　発行

天理市公報

発行　天　理　市
編集　総務部総務課

目　　次

告　　示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	40	1
・放置自転車等の保管について	41	2
・放置自転車等の保管について	42	2
・放置自転車等の保管について	43	3
・放置自転車等の保管について	44	3
・放置自転車等の保管について	45	4
・放置自転車等の保管について	46	4
・放置自転車等の保管について	47	4
・放置自転車等の保管について	48	5
・地縁による団体の認可について	49	5
・公示送達について	50	6
・放置自転車等の保管について	51	6
・放置自転車等の保管について	52	7
・放置自転車等の保管について	53	7
・放置自転車等の保管について	54	8
・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	55	8
・放置自転車等の保管について	56	8
・放置自転車等の保管について	57	9
・平成26年第１回天理市議会定例会の招集について	58	9
・放置自転車等の保管について	59	9
・大和都市計画生産緑地地区計画の縦覧について	60	10
・放置自転車等の保管について	61	10
・放置自転車等の保管について	62	10
・放置自転車等の保管について	63	11
・放置自転車等の保管について	64	11
・放置自転車等の保管について	65	11
・放置自転車等の保管について	66	12
・放置自転車等の保管について	67	12
・放置自転車等の保管について	68	13
・放置自転車等の保管について	69	13
・放置自転車等の保管について	70	13
・放置自転車等の保管について	71	14

公　　告	番号	頁数
・天理市森林整備計画の変更について	4	14
・指定特定相談支援事業所の指定について	5	14
・農用地利用集積計画について	6	15

教育委員会	番号	頁数
・天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	1	15
・定例教育委員会の招集について	3	16

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	2	16

選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	2	16
・選挙人名簿の縦覧場所について	3	16
・直接請求に必要な人数について	4	17

公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	1	17
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	3	17
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	4	17
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について	2	18
・天理市指定下水道工事店の廃止について	3	18
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	4	18

告　　示

（平成26年２月６日掲示済）

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月６日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
　平成26年２月６日
３　移動対象区域
　近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所
　天理市田井庄町６７１番地１
　天理市自転車等保管施設
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
　平成26年２月６日から平成26年４月６日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
　午前９時から午後６時まで
６　返還時に必要なもの
（１）　印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
（２）　移動・保管費用（１台につき）
　ア　移動費　２,０００円
　イ　保管費　１,０００円（ただし、移動日から14日以内は無料）
７　連絡先
　天理市自転車等保管施設　電話　0743－62－7778
　天理市総務部地域安全課　電話　0743－63－1001

（平成26年２月６日掲示済）

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月６日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
２　移動日
　平成26年２月６日
３　移動対象区域
　天理市別所町１７０番地１先放置禁止区域外
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
　平成26年２月６日から平成26年４月６日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
　午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月７日掲示済）

天理市告示第42号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１

項の規定により告示する。

平成26年２月７日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

２　移動日

平成26年２月７日

３　移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

４　保管場所　略

５　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年２月７日から平成26年４月７日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで

（以下　略）

（平成26年２月10日掲示済）

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月10日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

２　移動日

平成26年２月10日

３　移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

４　保管場所　略

５　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年２月10日から平成26年４月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで

（以下　略）

（平成26年２月12日掲示済）

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月12日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

２　移動日

平成26年２月12日

３　移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

４　保管場所　略

５　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年２月12日から平成26年４月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月13日掲示済）

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月13日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月13日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月13日から平成26年４月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月13日掲示済）

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する

平成26年２月13日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月13日
３　移動対象区域
天理市西長柄町14番地先放置禁止区域外
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月13日から平成26年４月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月13日掲示済）

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月13日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
２　移動日
　平成26年２月13日
３　移動対象区域
　天理市西長柄89番地２先放置禁止区域外
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
　平成26年２月13日から平成26年４月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
　午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月13日掲示済）

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月13日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
２　移動日
　平成26年２月13日
３　移動対象区域
　天理市川原城町３２７番地４先放置禁止区域外
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
　平成26年２月13日から平成26年４月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
　午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月14日掲示済）

天理市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２６０条の２第１項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成26年２月14日

天理市長　並　河　　健

記

名　　　　称	二階堂上ノ庄町自治会
規約に定める目的	・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・美化・清掃等区域内の環境の整備 ・集会施設の維持管理
区　　　　域	天理市二階堂上ノ庄町全域とする。（但し11番１～15番、23番３～24番15、44番１～44番17、49番１～61番１、62番４～65番１、65番７～71番１、71番４～73番１、73番７～76番、78番１、78番４～81番１、81番５、81番６、82番１、82番５、83番

	１、83番４～84番１、84番４、85番、87番１、87番２、88番１、89番１、89番４～90番１、90番４～91番１、91番５～91番14、92番３～92番12、94番５～94番11、95番１～95番127、108番１、108番３～108番11、109番３、109番４、110番１、110番３～110番13、111番１、111番３～111番10、112番１、112番２、112番４～112番23、113番１、113番３～113番14、114番１、114番３、115番１、116番１、116番３～117番１、117番３～117番11、122番３、122番８、123番３、123番８、124番１、124番３、135番１、136番１、136番５～136番22、137番１～137番４、139番１～139番16、140番１、141番１、141番９～141番41、156番２、173番１～173番17、173番20、173番22～173番154、216番１～218番19、229番１、229番４～231番１、232番１～232番３、233番１～233番４、356番１～356番４、356番６～368番４、371番１、372番１、373番１、383番１～389番２は除く）
主たる事務所	天理市二階堂上ノ庄町407番地
代表者の氏名及び住所	井南　昭次 天理市二階堂上ノ庄町315番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	平成26年２月14日

（平成26年２月14日掲示済）

天理市告示第50号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年２月14日

天理市長　並　河　　健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名　　略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成26年２月17日掲示済）

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１

項の規定により告示する。
平成26年２月17日
天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月17日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月17日から平成26年４月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月18日掲示済）

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。
平成26年２月18日
天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月18日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月18日から平成26年４月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月19日掲示済）

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。
平成26年２月19日
天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月19日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月19日から平成26年４月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月20日掲示済）

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月20日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月20日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月20日から平成26年４月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月21日掲示済）

天理市告示第55号

地方税法第４１６条の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

平成26年２月21日

天理市長　並　河　　健

記

縦覧期間　　平成26年４月１日から平成26年６月２日まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前８時30分から午後５時15分まで）
縦覧場所　　天理市役所税務課

（平成26年２月21日掲示済）

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月21日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月21日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月21日から平成26年４月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月24日掲示済）

天理市告示第57号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月24日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月24日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月24日から平成26年４月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月25日掲示済）

天理市告示第58号

平成26年第１回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年２月25日

天理市長　並　河　　健

記

１　期　日　　平成26年３月４日
２　場　所　　天理市役所議事場

（平成26年２月25日掲示済）

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月25日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月25日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月25日から平成26年４月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月26日掲示済）

天理市告示第60号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第１００号）第21条第２項において準用する第19条第１項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成26年２月26日

天理市長　並　河　　健

面　　積	備　　考
約　66.10　ha	地区数　３１６か所

（平成26年２月26日掲示済）

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月26日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
　平成26年２月26日
３　移動対象区域
　近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
　平成26年２月26日から平成26年４月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
　午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月27日掲示済）

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月27日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
　平成26年２月27日
３　移動対象区域
　近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
　平成26年２月27日から平成26年４月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
　午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月27日掲示済）

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月27日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

２　移動日

平成26年２月27日

３　移動対象区域

天理市九条町１３３番地３先放置禁止区域外

４　保管場所　略

５　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年２月27日から平成26年４月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで

（以下　略）

（平成26年２月28日掲示済）

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月28日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

２　移動日

平成26年２月28日

３　移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

４　保管場所　略

５　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年２月28日から平成26年４月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで

（以下　略）

（平成26年２月28日掲示済）

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月28日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

２　移動日

平成26年２月28日
３　移動対象区域
天理市西長柄1926番地先放置禁止区域外
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月28日から平成26年４月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年２月28日掲示済）

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年２月28日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
２　移動日
平成26年２月28日
３　移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町４２８番地３先放置禁止区域外
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年２月28日から平成26年４月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年３月３日掲示済）

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年３月３日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年３月３日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年３月３日から平成26年５月１日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年３月３日掲示済）

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年３月３日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

２　移動日

平成26年３月３日

３　移動対象区域

天理市田井庄町６０7番地先放置禁止区域外

４　保管場所　略

５　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年３月３日から平成26年５月１日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで

（以下　略）

（平成26年３月３日掲示済）

天理市告示第69号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年９月天理市条例第31号）第13条第１項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第２項の規定により告示する。

平成26年３月３日

天理市長　並　河　　健

１　撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

２　移動日

平成26年２月28日

３　返還期間及び返還時間

（１）　返還期間

平成26年３月３日から平成26年８月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

（２）　返還時間

午前９時から午後６時まで

４　返還時に必要なもの

（１）　印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

（２）　延滞期間に応じた駐車料金

５　連絡先

ミディ総合管理(株)　　　電話　06－4399－9088

天理市総務部地域安全課　電話　0743－63－1001

（平成26年３月４日掲示済）

天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年３月４日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

２　移動日

平成26年３月４日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年３月４日から平成26年５月２日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

（平成26年３月５日掲示済）

天理市告示第71号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成26年３月５日

天理市長　並　河　　健

１　移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
２　移動日
平成26年３月５日
３　移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所　略
５　返還期間及び返還時間
（１）　返還期間
平成26年３月５日から平成26年５月３日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）
（２）　返還時間
午前９時から午後６時まで
（以下　略）

公　　告

（平成26年２月７日掲示済）

天理市公告第４号

森林法（昭和26年法律第２４９号）附則（平成23年法律第20号）第５条の規定により天理市森林整備計画を変更したいので、同法（新法）第10条の５第７項において準用する同法（新法）第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の変更計画書を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の変更計画書に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成26年２月７日

天理市長　　並　河　　健

１．天理市森林整備計画の変更計画書の縦覧期間
自　　平成26年２月７日（公告年月日）
至　　平成26年３月10日（公告年月日の翌日から起算して31日目）
２．天理市森林整備計画の変更計画書の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町６０５番地

（平成26年２月24日掲示済）

天理市公告第５号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成26年２月１日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成26年２月24日

天理市長　　並　河　　健

記

（１）　主たる事業所の名称・所在地
社会福祉法人ふきのとう　理事長　松田　勝義
天理市柳本町2036－１
（２）　指定に係る事業所名称・所在地
指定特定相談支援事業主　ふきのとう
天理市柳本町2306－１
（３）　指定等の年月日　平成26年２月１日
（４）　種別
指定計画相談支援・指定障害児相談支援
（５）　事業の主たる対象者
知的障害者・身体障害者・精神障害者・障害児
（６）　事業者番号
指定特定相談支援事業所　　2930900085
指定障害児相談支援事業所　2970900649

（平成26年３月１日掲示済）

天理市公告第６号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成26年３月１日

天理市長　並　河　　健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

（平成26年２月14日掲示済）

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年２月14日

天理市教育委員会
委員長　前　川　喜 太 郎

天理市教育委員会規則第１号

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市教育総合センター条例施行規則（平成10年３月天理市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「管理係　企画研究係　青少年係　人権文化係」を「青少年育成係　人権文化係」に改める。

第４条管理係の項及び企画研究係の項を削り、同条青少年係の項中「青少年係」を「青少年育成係」に改め、同項に次の７号を加える。

（５）　青少年の健全育成に関すること。
（６）　青少年に係る相談及びこれに対する措置に関すること。
（７）　文書の収受、発送及び保管に関すること。
（８）　予算の執行及び決算に関すること。
（９）　財産及び物品の管理に関すること。
(10)　使用許可に関すること。
(11)　センターの庶務に関すること。。

第４条人権文化係の項に次の６号を加える。

（５）　教育に必要な研究資料の収集及び提供に関すること。
（６）　教育関係職員の研修に関すること。
（７）　学校教育関係者の相談に関すること。
（８）　適応指導に関すること。
（９）　不登校等の調査研究に関すること。
(10)　教育相談及び特別支援教育相談に関すること。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（平成26年２月28日掲示済）

天教告示第３号

平成26年３月６日午後１時30分から２月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年２月28日

天理市教育委員会
教育委員長　前　川　喜 太 郎

農業委員会

（平成26年２月24日掲示済）

天農委告示第２号

平成26年３月５日午後２時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年２月24日

天理市農業委員会
会長　藏　本　純　次

記

議案第１号　農地法第３条に関する許可申請について
議案第２号　農地法第５条に関する許可申請について
議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第４号　平成25年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価（案）についいって
議題第５号　平成26年度天理市農業委員会の活動計画（案）の策定について
議題第６号　その他
①　市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

（平成26年２月６日掲示済）

天選告示第２号

公職選挙法（昭和25年法律第１００号）第23条第１項及び第30条の７第１項の規定により、平成26年３月３日から同月７日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年２月６日

天理市選挙管理委員会
委員長　堀　内　靖　介

縦覧場所
天理市川原城町６０５番地
天理市役所内
天理市選挙管理委員会事務局

（平成26年２月６日掲示済）

天選告示第３号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第１００号）第23条第１項の規定により、平成26年２月23日から15日間、縦覧に供する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年２月６日

天理市選挙管理委員会
委員長　堀　内　靖　介

縦覧場所
天理市川原城町６０５番地

天理市役所内
天理市選挙管理委員会事務局

（平成26年３月２日掲示済）

天選告示第４号

平成26年３月２日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第４条第１項及び第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第４条第11項及び第５条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第１６２号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

平成26年３月２日

天理市選挙管理委員会
委員長　堀　内　靖　介

50分の１の数　　　１，０５７　人
６分の１の数　　　８，８０１　人
３分の１の数　　　17,601　人

公営企業

（平成26年２月26日掲示済）

天理市上下水道局告示第１号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年２月26日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年２月26日

天理市上下水道事業管理者
中　谷　　博

天理市指定給水装置工事事業者
商　号　　㈱　吉川設備
代表者　　吉川　洋二
住　所　　奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘３丁目７－１

（平成26年２月26日掲示済）

天理市上下水道局公告第３号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年３月天理市条例第１号）第７条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年２月26日

天理市上下水道事業管理者
中　谷　　博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫟本北第４処理分区	櫟本町の一部
天理北第１処理分区	

（平成26年２月27日掲示済）

天理市上下水道局公告第４号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年３月天理市条例第１号）第７条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年２月27日

天理市上下水道事業管理者
中　谷　　博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)

天理北第４処理分区	前栽町の一部

（平成26年３月５日掲示済）

天理市上下水道局告示第２号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成26年３月５日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成26年３月５日

天理市上下水道事業管理者

中　谷　　博

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商　号　　上杉水道工業所

代表者　　上杉　文秀

住　所　　奈良県天理市柳本町1295

（平成26年３月５日掲示済）

天理市上下水道局告示第３号

天理市指定下水道工事店の廃止について

平成26年３月５日付をもって下記の天理市指定下水道工事店は廃止したので告示する。

平成26年３月５日

天理市上下水道事業管理者

中　谷　　博

廃止天理市指定下水道工事店

商　号　　上杉水道工業所

代表者　　上杉　文秀

住　所　　奈良県天理市柳本町1295

（平成26年３月５日掲示済）

天理市上下水道局告示４号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年３月５日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年３月５日

天理市上下水道事業管理者

中　谷　　博

天理市指定給水装置工事事業者

商　号　　貞清設備工業所

代表者　　貞清　一男

住　所　　奈良県桜井市大字阿部1169